

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討案件：6－（1）自己情報開示請求等の対応（開示義務における不開示情報の規定について）

該当条項	・個人情報保護条例（規定なし） ・改正法（第78条第2項） ・情報公開条例（第5条）
条例規定の許容範囲	許容される。
検討結果	改正法第78条第2項に係る条例規定の必要性はない。

※ 改正法第78条第2項は、保有個人情報の開示義務における不開示情報について、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能とする規定である。このため、本検討案件においては、「検討事項」欄の中で本市の情報公開条例と改正法の規定内容を比較し、検討することとする。

なお、改正法と個人情報保護条例の不開示情報については、「個票6－（1）別紙 不開示情報比較表」において比較し、規定ぶりは異なるものの、不開示となる情報の対象は実質的に同等であると解釈している。

1. 条例と改正法の内容の比較

法と条例の比較	個人情報保護条例	規定の概要： 規定はなし。
	改正法	規定の概要： 第78条第2項では、 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とすることと規定している。
比較結果	○改正法第78条第2項では、保有個人情報の開示義務における不開示情報について、 「改正法で不開示としているが、情報公開条例で不開示としていない情報を条例で定めることで不開示情報から除外すること」、「情報公開条例で不開示としているが、改正法で不開示としていない情報を条例で定めることで不開示情報とすること」で、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている。	

2. 対応の検討

検討の方向性	改正法第78条第2項に係る規定の必要性について検討する。
検討事項	<p><b>検討事項1：改正法第78条第2項に係る規定の必要性</b></p> <p>改正法第78条第2項では、保有個人情報の開示義務における不開示情報について、情報公開条例の規定との整合を図るため、 「改正法で不開示としているが、情報公開条例で不開示としていない情報を条例で定めることで不開示情報から除外すること」、 「情報公開条例で不開示としているが、改正法で不開示としていない情報を条例で定めることで不開示情報とすること」 を可能としている。 （「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのQ&amp;A（行政機関等編）」より）</p> <p>そのため、上記①及び②に該当する改正法及び情報公開条例の条文を確認し、条例規定の必要性の検討を行う。</p> <p><b>1. 改正法、個人情報保護条例、情報公開条例の比較・確認</b> 「個票6－（1）別紙 不開示情報比較表」のとおり、改正法並びに本市の個人情報保護条例及び情報公開条例に規定する不開示情報について確認した内容は次のとおり。</p> <p><b>（1）改正法で不開示と規定しているが、情報公開条例で不開示と規定していない情報</b> ⑦ 国の安全等に関する情報（改正法第78条第1項第4号） ⑧ 公共の安全等に関する情報（改正法第78条第1項第5号） ⑨ 事務又は事業に関する情報（改正法第78条第1項第7号（イ）及び（ロ））</p> <p><b>（2）情報公開条例で不開示と規定しているが、法では不開示と規定していない情報</b> ⑩ 法令等の規定による情報（情報公開条例第5条第5号）</p> <p><b>（3）その他の差異</b> ・ 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（改正法第78条第1項第1号）</p> <p><b>2. 条例への規定の必要性</b></p>

「1. 改正法、個人情報保護条例、情報公開条例の比較・確認」の確認結果を踏まえ、条例への規定の必要性について検討した。(検討を要する各法文の一覧の詳細については、「個票6-1(1)別紙 不開示情報比較表」を参照)

**(1) 改正法で不開示と規定しているが、情報公開条例で不開示と規定していない情報**

- ㉞ 国の安全等に関する情報（改正法第78条第1項第4号）

条文

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（略）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

「行政機関」の定義は、改正法第2条第8項上、国の全ての機関のことを言う。（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」より）

よって、本号は国に係る規定であり、地方公共団体には適用されないため影響はないと考える。

- ㉟ 公共の安全等に関する情報（改正法第78条第1項第5号）

条文

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

行政機関は国の全ての機関のことを言い、本号は国及び都道府県に係る規定であり、地方公共団体には適用されないため影響はないと考える。

- ㊱ 事務又は事業に関する情報（改正法第78条第1項第7号（イ）及び（ロ））

条文

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次

に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

改正法第78条第1項第7号（イ）及び（ロ）については、情報公開条例第5条第4号（市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）に含まれると解釈できることから、影響はないと考える。

**(2) 情報公開条例で不開示と規定しているが、法では不開示と規定していない情報**

- ㊲ 法令等の規定による情報（情報公開条例第5条第5号）

条文

(5) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により、公開することができないとされている情報

法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律している。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられるが、当該情報が改正法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要がある。（「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」より）

よって、改正法第78条第1項各号は不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものであり、同条同項各号のいずれに該当するかを実質的に判断することとしていることから、影響はないと考える。

	<p><b>(3) その他の差異</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に関する情報（改正法第78条第1項第1号）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>条文</p> <p>一 開示請求者 ～略～ の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> </div> <p>本号は、開示請求に係る保有個人情報開示することにより、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報については不開示情報とすることを定めたものである。</p> <p>情報公開条例では、上記について具体的に明記はしていないものの、情報公開条例第5条第1号において、個人情報は原則非公開となる。よって、情報公開条例においても実質的に不開示としている情報であることから、整合を図る必要はない。</p> <p>以上(1)(2)(3)の結果から、全ての項目について、規定ぶりは異なるものの、内容については影響がないものと判断する。</p>
条例規定の必要性	不要
茅ヶ崎市における対応の方向性 (検討事項の結論)	<p><b>「検討事項1：改正法第78条第2項に係る規定の必要性」の結論</b></p> <p>改正法と情報公開条例における不開示情報について規定内容の比較を行ったところ、規定ぶりは異なるものの、実質的に不開示の対象となっている情報は同様である規定、もしくは地方公共団体の機関には適用されない規定であったことから、整合を図る必要のあるものは見受けられない。よって、改正法第78条第2項に係る条例規定の必要性はないと考える。</p> <p>また、情報公開条例の行政文書の公開義務における非公開情報についても、改正の必要はないと考える。</p>

### 3. 比較対象条文

個人情報の保護に関する法律	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害</p>
---------------	--

	<p>するおそれがある情報</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示</p>
--	--

	<p>決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるもの」と</p>
--	---

	<p>して条例で定めるもの（）」とする。</p> <p>行政機関情報公開法</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>一 の二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六</p>
--	---

	<p>十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号</p> <p>二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる</p>
--	--

	<p>おそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
<p><b>茅ヶ崎市個人情報保護条例</b></p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第19条 実施機関は、開示の請求があったときは、開示の請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者(第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示の請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>

	<p>イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(6) 個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの</p>
--	--

	<p>の</p> <p>(7) 法令等の規定又は地方自治法第245条の9第2項及び第3項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報</p>
<p><b>茅ヶ崎市情報公開条例</b></p>	<p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第5条 実施機関は、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報</p> <p>イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報</p> <p>エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報</p> <p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公開しないという条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照ら</p>

	<p>して合理的であると認められるもの</p> <p>(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(5) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により、公開することができないとされている情報</p>
--	--

#### 4. 参考資料

<p><b>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編） P. 44～P. 47</b></p>	<p><b>7-1-4 開示義務</b></p> <p>行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない（法第78条）。不開示情報は、国の情報公開法制における不開示情報の構成に準拠するものとして、不開示とすることで保護すべき利益に着目して同条第1項各号に典型的に定められており、ある保有個人情報を開示する場合には、同項各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>～略～</p> <p>地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報とし</p>
--	--

	<p>で条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている（法第78条第2項）。</p> <p>～略～</p>
<p><b>個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け） P. 201～P. 203</b></p>	<p><b>6-1-3-1 不開示情報該当性の審査（法第78条）</b></p> <p>開示請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報について、法第78条第1項に規定する不開示情報に該当するかどうか審査し、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」（法第82条第1項）か「保有個人情報の全部を開示しない」（同条第2項）かの判断を行う。</p> <p>(1) 不開示情報該当性の審査</p> <p>当該判断は、保有個人情報の内容、利用目的に則し、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。なお、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法（以下「情報公開法等」という。）に基づく開示・不開示の決定に係る先例が相当大量に蓄積されている。法と情報公開法等の不開示情報は、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）及び情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（法第78条第2項）以外は、基本的に同様としている。その意味で情報公開法等における先例も十分参考になり得るものと考えられる。また、不開示情報は、法第78条第1項に規定する不開示情報のいずれか一つに該当するだけでなく、複数の不開示情報に該当することもあるのでその点にも留意する（ガイドライン7-1-4（開示義務）を参照のこと。）。</p> <p>また、法に基づいて本人の特定個人情報の開示請求が行われた場合、番号法第2条第6項の本人（個人番号によって識別される特定の個人本人）がその開示を求めているのであるから、法第78条第1項に定められた不開示情報に該当する部分を除いて、開示することとなる。</p> <p>(2) 審査基準の策定</p> <p>保有個人情報の開示・不開示の決定は、開示請求を受けた行政機関の長等が本項各号の不開示情報が記録されているかどうかを判断することによって行う。</p> <p>開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、行政機関の長等は、行政手続法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、各行政機関等のホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある（ガイドライン7-1-4（開示義務）を参照のこと。）。</p>

	<p>(3) 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合等の取扱い</p> <p>開示請求に係る保有個人情報が、請求先の行政機関等の保有する保有個人情報に該当しない場合、文書保存期間満了により廃棄処分しており保有していない場合、開示請求の対象外となっている場合等には、行政機関等において開示請求者にその旨を教示するなど適切に対応する必要がある。しかしながら、開示請求は、あくまで開示請求者の意思により行われるものであるため、以上のような場合であっても、開示請求が行われることがあり得る。その場合には、不開示の理由を示して不開示決定を行うこととなる。</p> <p>また、開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合や手数料が納付されていない等の事由により、開示請求者に補正を求めたが、開示請求者がこれに応じなかった場合には、開示請求書に形式上の不備があるものとして、不開示決定を行うこととなる。</p>
<p><b>個人情報の保護に関する法律についての Q &amp; A (行政機関等編) P.12～P.13</b></p>	<p><b>Q5-4-1</b> 情報公開条例における不開示情報と、法における不開示情報の対象範囲が異なっているが、その解消方法を示されたい。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>情報公開条例では開示されることとされている情報が、法第 78 条第 1 項各号で不開示情報として規定されている場合、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報から除くことが可能です。また、情報公開条例では開示しないこととされている情報が、法第 78 条第 1 項各号において不開示情報として規定されていない場合も、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。)上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を条例で規定することにより、不開示情報に追加することが可能です(いずれも法第 78 条第 2 項)。</p> <p>なお、情報公開条例における不開示情報が実質的に法第 78 条第 1 項各号の不開示情報に含まれている場合には、情報公開条例における不開示情報と同様の取扱いをするために条例で規定する必要はありません。また、開示等請求は、個人が自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性などを確認する権利を保障する重要な制度であることから、情報公開条例と整合を図るために条例に規定を定める場合は、個人の権利利益が不当に侵害されることのないよう留意をする必要があります。</p> <p><b>Q5-4-3</b> 他の法令の規定等により開示することができない情報は、法第 78 条第 1 項各号において明示的に不開示情報とはされていないが、このような情報を不開示情報として取り扱うことはできるか。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>法第 78 条第 1 項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類</p>

	<p>型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第 78 条第 1 項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。</p>
--	---



不開示情報比較表

改正後個人情報保護法 第78条	茅ヶ崎市情報公開条例 第5条	茅ヶ崎市個人情報保護条例 第19条	改正法と情報公開条例の比較結果
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p><b>第七十八条</b> 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>(行政文書の公開義務)</p> <p><b>第5条</b> 実施機関は、行政文書の公開の請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下、「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない。</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p><b>第19条</b> 実施機関は、開示の請求があったときは、開示の請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示をしなければならない。</p>	
<p>一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p><b>3. その他の差異</b></p>		<p>(1) 開示請求者(第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示の請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>整合を図る必要はない</p> <p>情報公開条例上、具体的に明記はしていないものの、同条例第5条第1号において、個人情報情報は全部非公開となる。よって、個人情報開示制度と情報公開制度の違いによる差異のため、整合を図る必要はない。</p>
<p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>	<p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	
<p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>	<p>ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は翻本、抄本等の交付が認められている情報</p> <p>イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p>	<p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>	
<p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p>	<p>エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報</p>	<p>イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p>	

改正後個人情報保護法 第78条	茅ヶ崎市情報公開条例 第5条	茅ヶ崎市個人情報保護条例 第19条	改正法と情報公開条例の比較結果
<p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報</p>	<p>ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	
<p>三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	
<p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>ア 公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	
<p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>イ 実施機関の要請を受けて、公開しないという条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	
<p>四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p>			<p>条例へ規定しないことによる影響はない</p> <p>国に関する規定のため</p>

改正後個人情報保護法 第78条	茅ヶ崎市情報公開条例 第5条	茅ヶ崎市個人情報保護条例 第19条	改正法と情報公開条例の比較結果
五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報	-	-	条例へ規定しないことによる影響はない 国及び県に関する規定のため
① 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	
七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	(4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	
② イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ	-	-	条例へ規定しないことによる影響はない 情報公開条例第5条第4号に規定する「市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、～略～ 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の一部と解釈できるため

改正後個人情報保護法 第78条	茅ヶ崎市情報公開条例 第5条	茅ヶ崎市個人情報保護条例 第19条	改正法と情報公開条例の比較結果
③ ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ	-	-	条例へ規定しないことによる影響はない 情報公開条例第5条第4号に規定する「市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、～略～ 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の一部と解釈できるため
④ ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	
⑤ ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	
⑥ ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	
⑦ ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	
⑧ ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	

改正後個人情報保護法 第78条	茅ヶ崎市情報公開条例 第5条	茅ヶ崎市個人情報保護条例 第19条	改正法と情報公開条例の比較結果
-	-	<p>(6) 個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>法改正後は、改正法第78条第1項第7号「～（略）～地方公共団体～（略）～が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、～（略）～当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の中に含まれると解釈で</p>	
-	<p>(5) <u>法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により、公開することができないとされている情報(ハンドブックP41)</u></p> <p>⊕</p>	<p>(7) <u>法令等の規定又は地方自治法第245条の9第2項及び第3項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報(ハンドブックP112)</u></p>	<p>条例へ規定しないことによる影響はない</p> <p>国は、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常第78条第1項各号のいずれかに該当するものと考えされており、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断することとしている。（「個人情報の保護に関する法律についてのQ&amp;A（行政機関等編）」QA5-4-3より）</p>